

令和5年4月から乳幼児医療費の制度が変わります！

令和5年4月からの
変更内容

- ①通院の補助対象年齢を「中学3年生まで」に拡大します。
- ②拡大に伴い、一部負担金（1日500円）が発生します。
- ③拡大に伴い、「乳幼児医療」と「児童医療」を「こども医療」に一本化します。



【制度比較表】

変更前（令和5年3月まで）		変更後（令和5年4月以降）	
制度	制度内容	制度	制度内容
乳幼児医療	【未就学】 （通院）一部負担金なし （入院）一部負担金なし	こども医療	【中学3年生まで】 （通院・入院）1日500円
児童医療	【就学後～中学3年生まで】 （通院）補助なし （入院）一部負担金なし		

一部負担金は、医療機関ごとに1日500円（通院は月4日、入院は月14日を限度）
ただし、同一の医療機関で歯科と歯科以外の診療が行われた場合は、それぞれ、別の医療機関の診療とみなします。

【申請について】

(1) 令和4年4月1日時点で未就学児の児童

手続きは不要です（令和5年3月中に新しい受給者証を発送します）。

※今、お使いの乳幼児医療費受給者証は令和5年4月以降、使用できなくなります。

※6歳（年長）の方は、小学生になると受給者番号等が変わるため、有効期間が3月31日
までになっています。3月中に更新した受給者証を送付します（更新手続きは不要です）。

※所得制限超過により、非該当となっている方も申請は不要です（対象となった場合に受給者証を送付します）。

(2) 令和4年4月1日時点で小学生若しくは中学生（中学3年生を除く）の児童

手続きが必要です。

（受付）令和5年1月6日（金）～
熊野町役場 健康福祉部 子育て支援課（郵送可）

電子申請の方

↓↓↓↓↓



○マイナポータル（びったりサービス）を利用した電子申請も可能です。

※電子申請には、申請者のマイナンバーカードが必要です。

https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form

（必要書類）申請書、児童の保険証の写し

※所得制限（裏面参照）があり、所得制限を超過した場合には医療費の助成はありません。

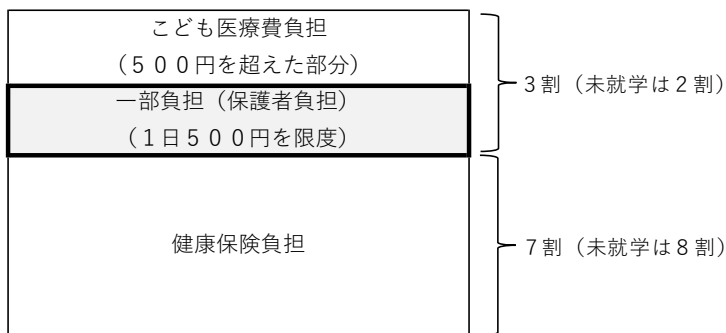
※必要に応じて追加書類の提出を依頼する場合があります。

【所得制限額】

扶養人数	所得制限額	
0人	532万円	<ul style="list-style-type: none"> ・前年分の所得で審査します (1月1日～6月1日生まれの児童は前々年分の所得) ・老人扶養親族がある場合は、1人につき6万円加算します。
1人	570万円	
2人	608万円	
3人	646万円	
4人	684万円	
5人	722万円	

【補助範囲】

(イメージ図)



保険診療に係る自己負担金相当額(入院時の食事に係る費用等、保険適用外を除く)から一部負担金を除いた額を補助します。医療機関等を受診した際には、窓口で保険証と一緒に提示し、一部負担金のみお支払いください。

こども医療受給者証は県外での受診には使用できません。県外での受診については、医療機関等の窓口において自己負担金相当額を支払っていただき、後日、払い戻しをしますので、子育て支援課に領収証を添付して申請してください。

【有効期間】

0歳	出生の日から満1歳の誕生日の月末
1歳～14歳	誕生日の翌月初日から次の誕生日の月末まで
15歳	誕生日の翌月初日から同日以後、最初の3月31日まで

受給者証は毎年、誕生日の翌月(1日生まれの場合は誕生日の月)に切り替えとなります。新しい年度で所得を審査し、引き続き該当となる方には受給者証を送付します。原則、更新手続きは不要ですが、必要事項が確認できない場合は、書類の提出を求める場合があります。

【障害のあるお子様について】

令和5年4月以降は乳幼児医療費がこども医療費に制度変更することに伴い、一部負担金が発生します。一定以上の障害があり、重度心身障害者医療費に該当する方は、別途申請が必要です。

(一部負担金)

	令和5年3月31日まで	令和5年4月1日以降
乳幼児医療(こども医療)費	負担金なし	1日500円
重度心身障害者医療費	1日200円	

【問い合わせ先】

こども医療費に関すること 健康福祉部 子育て支援課 Tel : 082-820-5623
 重度心身障害者医療費に関すること 健康福祉部 社会福祉課 Tel : 082-820-5635